【特定建設作業の種類】

○がついている作業を行うには、当該作業の7日前までに届出が必要となります。

作業名		騒音	振動	備考
くい打機等		0	0	騒音:もんけんを除く
	くい打機を使用する作業			アースオーガーと併用する作業を除く
				振動:もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	0	0	振動:油圧式くい抜機を除く
		0	0	騒音:圧入式くい打くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業			アースオーガーと併用する作業を除く
				振動:圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業		0		
さく岩機を使用する作業		0		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1
				日における当該作業に係る2地点間の最大距離が
				50mを超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業		0		電動機以外の原動機を用いるものであって、その
				原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る
				さく岩機の動力として使用する作業を除く
コンクリートプラントを設けて行う作業		0		混練機の混錬容量が 0.45 ㎡以上のものに限る
				モルタルを製造するための作業を除く
アスファルトプラントを設けて行う作業		0		混練機の混錬重量が 200kg 以上のものに限る
バックホウを使用する作業		0		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも
				のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機
				の定格出力が 80kW 以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業		0		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも
				のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機
				の定格出力が 70kW 以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業		0		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも
				のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機
				の定格出力が 40kW 以上のものに限る
鋼球を使用して建築物その他の工作物を			\circ	
破壊する作業				
舗装版破砕機を使用する作業			\circ	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1
				日における当該作業に係る2地点間の最大距離が
				50mを超えない作業に限る
ブレーカーを使用する作業			0	手持ち式のものを除く
				作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1
				日における当該作業に係る2地点間の最大距離が
				50mを超えない作業に限る